

香川県児童虐待死亡事例等検証委員会検証報告書

(平成29年度発生事案)

平成30年11月

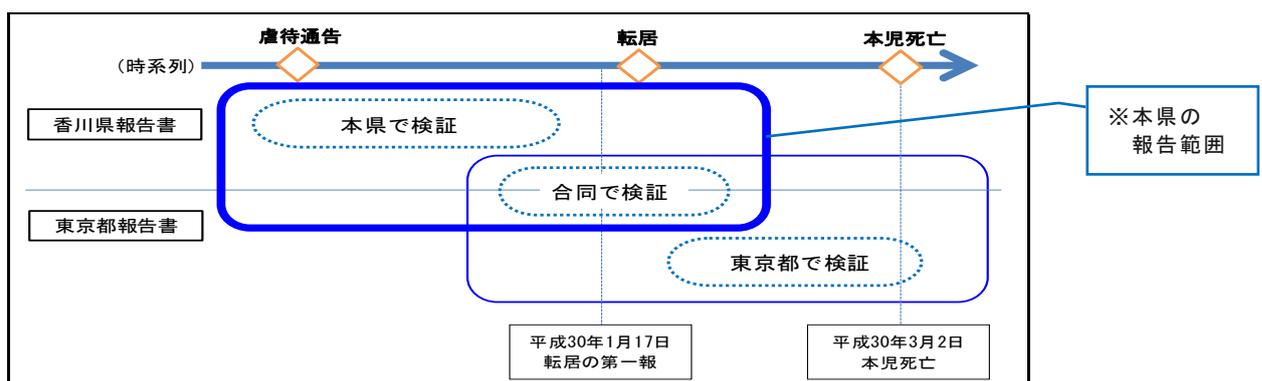
目次

はじめに	1
1 検証について	
（1）検証の目的	2
（2）検証の方法	2
2 事例の概要及び経過	
（1）事例の概要	3
（2）家族の状況	3
（3）事例の経過	4
（4）家族の生活歴及び関係機関の対応経過	6
（5）関係機関の関与状況	10
3 転居前の対応に関する課題及び改善策	
（1）虐待に係るリスクアセスメント	11
（2）一時保護解除に係る判断	12
（3）児童福祉司指導中の指導状況	13
（4）児童福祉司指導の解除	14
（5）関係機関との情報共有及び連携のあり方	14
4 転居に伴う引継ぎに関する課題及び改善策	
（1）A児童相談所の引継状況について	16
（2）D児童相談所の引継状況について	17
（3）関係機関の関わりについて	18
5 提言 ～児童虐待による死亡等の未然防止、再発防止に向けて～	
（1）県への提言	20
（2）国への要望等	21
おわりに	23
参考資料	
香川県児童虐待死亡事例等検証委員会委員名簿	24
検証経過	24

はじめに

- 本県では、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、香川県児童虐待死亡事例等検証委員会（以下、「検証委員会」という。）において検証を行うこととしており、今回、本県で関わりのあった児童が他自治体へ転居した後、平成30年3月に保護者からの虐待により死亡した事案に関する検証を行った。
- 本事案は、自治体をまたがる転居ケースであり、転居前後での関係機関のケースの引継状況等について、当該家族への関わりに関する一連の過程を検証し、再発防止につなげることが重要であることから、東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会（以下、「検証部会」という。）との情報共有及び連携のもと、一連の事実関係を確認しながら検証を進めてきた。
- 本事案の検証に関する報告にあたっては、本県では、最初に近隣住民からの通告がなされた平成28年8月から、本家族が転居し、本県の関係機関が転居先自治体の関係機関に引継ぎを行った平成30年2月までの対応経過等について、検証した結果を報告するものとする。転居後、本児が死亡するまでの間の、関係機関の対応経過等に係る検証結果については、東京都検証部会による報告がなされる。
- 本事案については、現在も公判係属中であることから、検証は、ヒアリング等において把握及び確認できた情報の範囲で行っている。今後、公判の中では、現時点で解明されていない事実関係が明らかにされる可能性があるが、司法の判断を待つ前に本事案の検証を進め、早期に児童虐待による死亡等の未然防止策、再発防止策について、提言を行うものである。児童虐待への対応にあたる関係機関においては、このような事案が二度と発生することのないよう、提言について積極的に検討いただき、具体化に向け速やかに着手されたい。
- なお、検証は、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処分を目的とするものではなく、事案の発生に至った要因の分析等を通じて、児童虐待の再発防止策の検討及び提言を行うことを目的として実施していることを申し添える。

<報告範囲>



1 検証について

(1) 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行い、児童虐待の再発防止策を検討したものである。

(2) 検証の方法

① 書面による事実確認及び論点の整理

本事案に関わりのあったA児童相談所（以下、「A児相」という。）から提出のあった資料等をもとに対処経過等の把握を行い、問題点となる事項を論点として整理した。

② 関係機関に対するヒアリング

本事案に関わりのあったすべての機関に対し、事務局による事前ヒアリングを実施し、事実確認を行った。さらに詳細な情報を把握する必要がある機関について、委員によるヒアリングを実施し、本県の関係機関が転居先自治体の関係機関に引継ぎを行った平成30年2月までの対処経過等を把握し、関係機関の認識を確認した。

③ 課題の整理及び改善策の検討

①、②を通じて得られた内容をもとに、本県の関係機関における対処経過に係る課題の整理及び改善策の検討を行った。

④ 東京都検証部会との合同検証

検証を進めるにあたっては、東京都検証部会との間で、それぞれが把握及び確認した内容等を可能な限り共有し、事例の包括的な把握を行うとともに、転居前後の引継ぎに係る対処経過については、合同検証を実施し、課題の整理及び改善策の検討を行った。

⑤ 提言等の検討

本県検証委員会の検証及び東京都検証部会との合同検証を踏まえ、再発防止のための改善策の推進に係る提言等についての検討を行った。

⑥ その他

本報告では、検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮している。

2 事例の概要及び経過

(1) 事例の概要

養父、実母、本児、異父弟の4人世帯。本県B市在住時、近隣住民からの泣き声通告を受け、A児相が平成28年8月から関わりを開始した。養父からの虐待が疑われ、A児相では2回の一時保護を行ったほか、2回目の一時保護を解除した後は、児童福祉司指導¹措置のもと、関係機関との連携による見守りや通所面接、家庭訪問を通じ、継続的な指導を行っていた。

平成29年12月、養父がC区へ転出した後、平成30年1月中旬に実母、本児、異父弟のC区への転出届が提出されたことを受け、A児相からD児童相談所（以下、「D児相」という。）へのケース移管²を行った。D児相による安全確認が行えない中、3月2日、肺炎による敗血症で本児は死亡した。

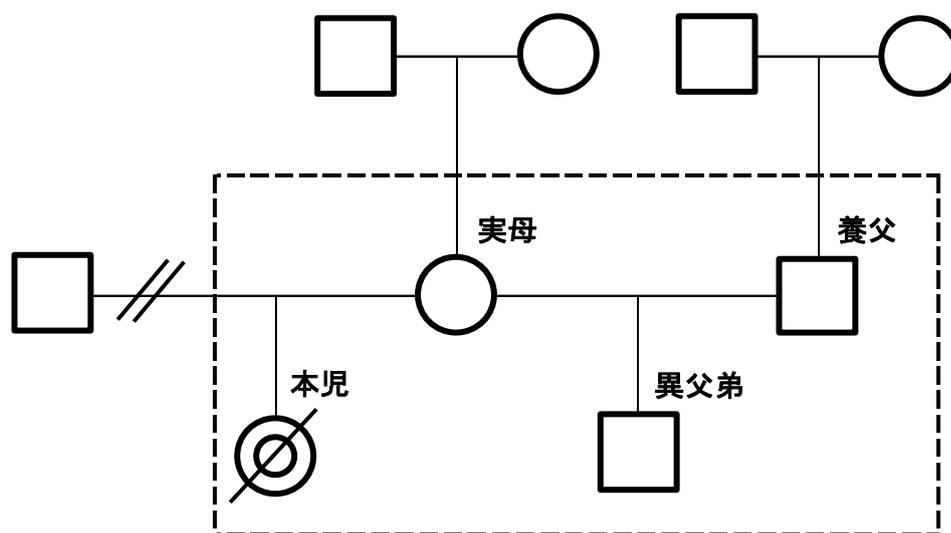
(2) 家族の状況

本児：平成24年生まれ。本県在住時は、平成29年3月までB市の幼稚園に通園。

養父：本県在住時は会社員として勤務。C区転居後は無職。

実母：19歳で本児を出産。平成27年11月頃から養父と同居し、平成28年に入籍。無職。

異父弟：所属なし。



※死亡事案発生時の世帯状況

¹ 児童福祉司指導：児童福祉法第27条第1項第2号の規定に基づく、措置による指導。複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により支援を行う。

² ケース移管：居住地を管轄する児童相談所が援助を実施している間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、援助方針が決定していない「継続調査」中のケースや「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な引継事務のこと。

(3) 事例の経過

時期	主な出来事及び関係機関の対応
平成 24 年 ○月○日	B 市にて本児出生。
平成 27 年 11 月頃	内夫（後に婚姻し養父となる。）、実母、本児での同居開始。
平成 28 年 ○月○日	養父、実母、婚姻。
8 月 25 日	近隣住民からの泣き声通告。A 児相による状況確認。B 市と幼稚園に見守りを依頼。
12 月 9 日	幼稚園から、本児にあざがあると B 市へ情報提供。
12 月 25 日	本児が養父から叩かれ、屋外に追い出されていたところを発見した近隣住民が警察に通告し、警察が臨場。本児にあざ、こぶがあることなどから虐待が疑われ、警察から A 児相への身柄付通告となる。
12 月 26 日	A 児相による一時保護。
12 月 27 日	協同面接 ³ 。
平成 29 年 2 月 1 日	A 児相による一時保護解除。 警察が養父を書類送検。後に不起訴となる。
2 月 16 日	検察、警察、医療機関、A 児相によるカンファレンス。
3 月 19 日	パトロールをしていた警察官が一人でいる本児を発見。傷、あざが確認されたことから、警察から A 児相への身柄付通告となる。A 児相による一時保護。
3 月 22 日	協同面接。
3 月 28 日	本児が幼稚園を退園。
5 月 1 日	警察が養父を書類送検。後に不起訴となる。
5 月 18 日	B 市要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）実務者会議にて、本児に係る情報共有を行う。
5 月 26 日	B 市要対協による個別ケース検討会議。
7 月 30 日	A 児相による一時保護解除。児童福祉司指導措置。
8 月 31 日	医療機関から、本児に皮下出血、あざがあるとの A 児相への情報提供。
9 月 13 日	医療機関から、本児にあざがあるとの A 児相への情報提供。
9 月 21 日	B 市要対協実務者会議にて経過報告。
10 月 3 日	10 月 2 日の来院時に、本児から家に帰りたくない旨の発言があったことを受け、A 児相と医療機関とのカンファレンス。
12 月下旬	養父のみ C 区へ転出。
12 月 28 日	A 児相の援助方針会議 ⁴ にて、児童福祉司指導措置の解除を決定。

³ 協同面接：子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、3 機関を代表した者 1 名により行われる面接のこと。司法面接とも言う。

⁴ 援助方針会議：調査、診断、判定等の結果に基づき、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、その子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針の作成及び確認を行う会議。

時期	主な出来事及び関係機関の対応
平成 30 年 1 月 4 日	児童福祉司指導措置解除。
1 月 17 日	実母、本児、異父弟の C 区への転出届が提出される。 B 市児童福祉・母子保健担当部署から C 区子供家庭支援センター及び C 区保健機関へ情報提供。
1 月 18 日	B 市要対協実務者会議にて、転出に関する情報共有。
1 月 24 日	B 市児童福祉・母子保健担当部署から C 区子供家庭支援センターへ、情報提供書を送付。
1 月 29 日	A 児相から D 児相へ電話によるケース概要の説明。
1 月 30 日	A 児相から D 児相へ事例概要（2 枚）を F A X にて送付。 D 児相で緊急受理会議を開催し、「虐待」として受理を決定。
1 月 31 日	A 児相から D 児相へ、ケース移管・情報提供票他関係資料を送付。
2 月 1 日	C 区子供家庭支援センターから D 児相へ電話。C 区が家庭訪問予定であることの説明に対して、D 児相から、A 児相に保護者への連絡を依頼中であり、それが確認でき次第、D 児相が家庭訪問を行う旨の回答がある。
2 月 6 日	A 児相と養父との電話がつながり、D 児相が関与することを説明。
2 月 7 日	A 児相から D 児相へ保護者と連絡を取ったことの説明。
2 月 8 日	D 児相が、C 区要対協行政機関進行管理会議において情報共有を行い、翌 9 日に家庭訪問を行うことを伝える。
2 月 9 日	D 児相が家庭訪問を実施。異父弟は確認できたが、本児の安全確認は行えず。
2 月 20 日	C 区子供家庭支援センターが小学校説明会を訪問し、母子の現認を試みるも、現れたのは実母のみであった。
2 月 21 日	本県の医療機関から D 児相あて、電話での情報提供。
2 月 26 日	D 児相から本県の医療機関あて、書類の提供依頼文書を送付。
3 月 2 日	本児死亡。
3 月 3 日	警察が養父を傷害容疑で逮捕。
6 月 6 日	警察が養父、実母を保護責任者遺棄致死容疑で逮捕。

(4) 家族の生活歴及び関係機関の対応経過

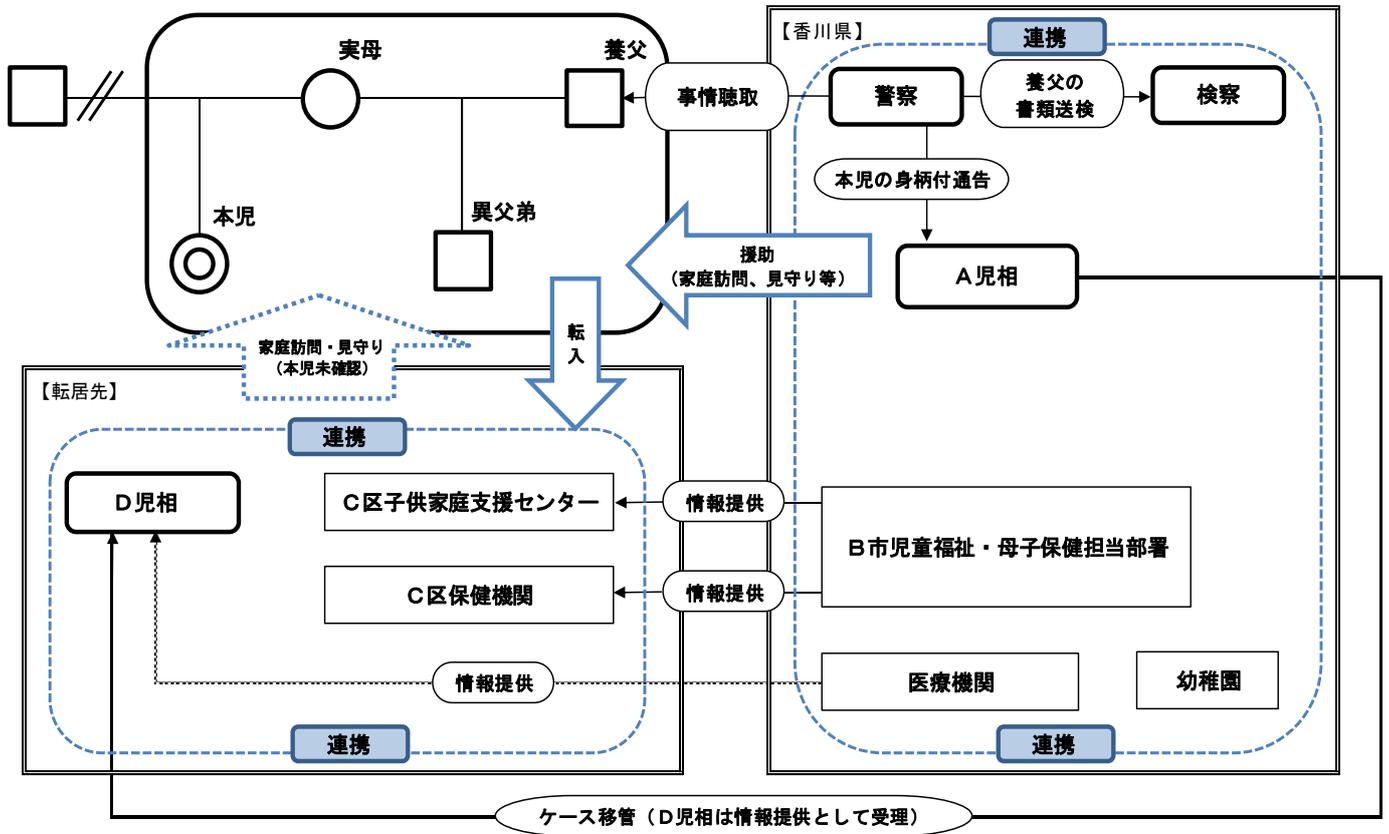
年月日	生活歴		主な出来事及び関係機関の対応			
	本児	家族	A児相	B市	幼稚園	警察
24.0.0	B市にて出生。					
27.11頃	内夫（養父）との同居開始。	内夫（養父）との同居開始。				
28.0.0	養父との養子縁組。	実母、養父が婚姻。				
28.8.25			近隣住民からの泣き声通告を受け状況確認。B市と幼稚園への見守り依頼。	一後日、A児相から見守り依頼を受ける。	一後日、A児相から見守り依頼を受ける。	
28.12.9				幼稚園から、本児にあざがあったことの情報提供を受ける。	B市への電話連絡。他の用件とともに、本児にあざがあったことを報告。	
28.12.25	警察に保護され、A児相への身柄付通告。		警察から本児の身柄付通告を受ける。			近隣住民からの通報を受け、現場臨場。本児のあざ、こぶを確認したことから、A児相への身柄付通告。
28.12.26	A児相による一時保護開始。		本児の一時保護開始。			
28.12.27	協同面接。		協同面接立会。	B市要保護児童対策地域協議会（要対協）にて本児を要保護児童として受理。		協同面接立会。
29.2.1	A児相による一時保護解除。	本児を家庭引取り。	本児の一時保護を解除し、継続指導とする。			養父を書類送検。
29.2.16			カンファレンスに出席。			カンファレンスに出席。
29.3.19	警察に保護され、A児相への身柄付通告。A児相による一時保護開始。		警察からの身柄付通告を受け、本児の一時保護開始。			パトロール中の警察官が一人である本児を発見。本児の傷、あざを確認したことから、A児相への身柄付通告。
29.3.22	協同面接。		協同面接立会。			協同面接立会。
29.3.28	幼稚園退園。	本児の幼稚園退園手続きを行う。			保護者から本児の退園届が提出される。	
29.5.1						養父を書類送検。
29.5.18			B市要対協実務者会議に出席し、本児に係る情報共有を行う。	B市要対協実務者会議にて、本児に係る情報共有を行う。		B市要対協実務者会議に出席し、本児に係る情報共有を行う。
29.5.26			B市要対協個別ケース検討会議に出席し、今後の援助方針について検討。	B市要対協個別ケース検討会議を実施し、今後の援助方針について検討。	B市要対協個別ケース検討会議に出席し、今後の援助方針について検討。	B市要対協個別ケース検討会議に出席し、今後の援助方針について検討。
29.7.30	A児相による一時保護解除。	本児を家庭引取り。	本児の一時保護を解除し、児童福祉司指導措置とする。			
29.8.31			医療機関から、本児に皮下出血、あざがあるとの情報提供を受ける。			
29.9.13			医療機関から、本児にあざがあるとの情報提供を受ける。			
29.9.21			B市要対協実務者会議に出席し、本児に係る情報共有を行う。	B市要対協実務者会議にて、本児に係る情報共有を行う。		B市要対協実務者会議に出席し、本児に係る情報共有を行う。
29.10.3			前日受診時の本児の発言を受け、医療機関とのカンファレンスを実施。			
29.12下旬		養父のみC区へ転出。				
29.12.28			援助方針会議にて、児童福祉司指導措置解除、解除後の継続指導を決定。			
30.1.4			児童福祉司指導措置を解除し、継続指導とする。			

年月日	主な出来事及び関係機関の対応				
	検察	医療機関	主任児童委員	(転居先) D児相	(転居先) C区
24. 〇. 〇					
27. 11頃					
28. 〇. 〇					
28. 8. 25					
28. 12. 9					
28. 12. 25					
28. 12. 26					
28. 12. 27	協同面接実施。				
29. 2. 1	警察からの事件書類を受理。 →後日、不起訴処分とする。				
29. 2. 16	カンファレンスを実施。	カンファレンスに出席。			
29. 3. 19					
29. 3. 22	協同面接実施。				
29. 3. 28					
29. 5. 1	警察からの事件書類を受理。 →後日、不起訴処分とする。				
29. 5. 18					
29. 5. 26		B市要対協個別ケース検討会 議に出席し、今後の援助方針 について検討。	B市要対協個別ケース検討会 議に出席し、今後の援助方針 について検討。		
29. 7. 30					
29. 8. 31		A児相に、本児に皮下出血、 あざがあるとの情報提供を行 う。			
29. 9. 13		A児相に、本児にあざがある との情報提供を行う。			
29. 9. 21					
29. 10. 3		前日来院時の本児の発言を受 け、A児相とのカンファレン スを実施。			
29. 12下旬					
29. 12. 28					
30. 1. 4					

年月日	生活歴		主な出来事及び関係機関の対応			
	本児	家族	A児相	B市	幼稚園	警察
30.1.17		実母、本児、異父弟のB市からの転出届を提出。	B市から、実母、本児、異父弟の転出届が提出されたとの情報提供を受ける。警察署からの電話連絡の際、実母、本児、異父弟の転出に関する情報提供を行う。	実母、本児、異父弟の転出届を受理。A児相とC区に、転出届が提出されたことの情報提供を行う。		A児相に状況確認の連絡を行い、実母、本児、異父弟の転出届が提出されたとの情報を把握。警察署から県警察本部に、転出情報を連絡。
30.1.18			B市要対協実務者会議に出席し、転出情報を共有。	B市要対協実務者会議を実施。転出情報を共有。転居先自治体への情報提供を行うことを報告。		要対協実務者会議に出席し、転出情報を共有。
30.1.22			県警察本部から、転入確定把握後の文書連絡依頼に係る電話連絡を受ける。			県警察本部からA児相への電話連絡。転入確定把握後の文書連絡を依頼。
30.1.23	C区へ転入。	C区へ転入。				
30.1.24				C区子供家庭支援センターに情報提供書を送付。		
30.1.25		実母、本児、異父弟のC区への転入届を提出。				
30.1.29			D児相にケース移管の事前協議に係る電話連絡。ケース概要の説明を行う。			
30.1.30			D児相にケース移管票を送付。B市への電話連絡の際、実母、本児、異父弟のC区への転入が確定しているとの情報提供を受ける。	A児相からの電話連絡時、母、本児、異父弟のC区への転入が確定していることを情報提供。		
30.1.31			D児相から本ケースを虐待として受理したとの連絡を受け、同日付けでケース移管通知、経過記録を送付。			
30.2.1						
30.2.6			養父との電話がつながり、D児相が関与することを説明。			
30.2.7			D児相に、養父と連絡を取ったことを連絡。			
30.2.8						
30.2.9						
30.2.13			D児相から、2月9日に家庭訪問し実母と異父弟に会えたものの、本児の安全確認は行えなかったとの電話連絡を受ける。			
30.2.20		実母が小学校説明会に出席。	医療機関からの電話連絡を受けた後、D児相に電話し、医療機関から連絡があることを伝える。			
30.2.21						
30.2.26						
30.2.28						
30.3.2	本児死亡。					
30.3.3		養父が傷害容疑で逮捕。				
30.6.6		養父、実母が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕。				

年月日	主な出来事及び関係機関の対応				
	検察	医療機関	主任児童委員	(転居先) D児相	(転居先) C区
30.1.17					B市から、本児の転居情報の電話連絡を受ける。 C区子供家庭支援センターが緊急受理会議を開催し、要対協ケースとして受理。
30.1.18		実母、本児、異父弟の転出情報を把握。			C区保健機関からC区子供家庭センターに電話し、情報共有を行う。
30.1.22					
30.1.23					
30.1.24					C区子供家庭支援センターが支援方針会議を開催し、今後の対応方針等を検討。
30.1.25					
30.1.29				A児相からの電話連絡により、ケースの概要説明を受ける。	
30.1.30				虐待受理会議を開催し、虐待ケースとして受理。	C区子供家庭支援センターがB市からの情報提供書を收受。
30.1.31				A児相に、虐待ケースとして受理したことの電話連絡。 →後日、A児相から送付された文書は、児童福祉司指導が解除されていたことをもって、情報提供として受理。	C区子供家庭支援センターが支援方針会議を開催し、調査方法等を検討。
30.2.1				C区からの電話連絡を受け、A児相が保護者と連絡取り次第、家庭訪問予定であることを伝える。	D児相に電話し、家庭訪問予定であることを連絡。A児相が保護者と連絡取り次第、D児相が訪問予定であることを聞く。
30.2.6					
30.2.7				A児相から、養父と連絡を取ったとの電話連絡を受ける。	
30.2.8				C区要対協行政機関進行管理会議において、翌9日に家庭訪問を行うことを説明。	C区要対協行政機関進行管理会議において、D児相が翌9日に家庭訪問を行うことを情報共有。
30.2.9				家庭訪問実施。母と異父弟には会えたが、本児の安全確認は行えず。	
30.2.13				A児相に電話し、2月9日の家庭訪問で母と異父弟には会えたものの、本児の安全確認は行えなかったことを連絡。	
30.2.20		A児相に電話し、医療機関からD児相への情報提供を行いたいとの連絡。		A児相から、医療機関より情報提供があるとの電話連絡を受ける。	C区子供家庭支援センターが小学校説明会を訪問するも、実母のみが現れ、本児の現認は行えず。
30.2.21		D児相に電話し、医療機関による関わりなどの情報提供を行う。		医療機関から、電話により情報提供を受ける。	
30.2.26				医療機関あて、書類の提供に係る依頼文書を送付。	
30.2.28		D児相から、書類の提供依頼に係る文書を受理。			
30.3.2					
30.3.3					
30.6.6					

(5) 関係機関の関与状況



3 転居前の対応に関する課題及び改善策

(1) 虐待に係るリスクアセスメント

○ 経過に応じたリスクアセスメント

A児相は、一時保護開始時、一時保護解除時などの時点におけるリスクアセスメントを香川県児童虐待防止マニュアル（以下、「香川県マニュアル」という。）に基づき行っているが、当該マニュアルの重症度判定基準⁵において、いずれも「中度」と判断していた。

2回目の一時保護を解除した後、医療機関から虐待を疑うあざが確認されたこと、本児が家に帰りたくないなどと発言しているとの連絡があったものの、リスクについて「中度」とのアセスメントは変わることなく、関係機関との連携による在宅生活の見守りを行うとの援助方針を継続していた。

○ 客観的な情報となるツールの活用

A児相では、緊急受理会議又は援助方針会議において、本ケースに係るリスクアセスメントを計5回実施している。いずれのリスクアセスメントも香川県マニュアルの重症度判定基準に沿って行われており、検討経過や内容については経過記録に記載があるものの、アセスメントシート等、リスク評価に係る客観的な情報となる記録は作成していなかった。

○ 児童福祉法第28条手続きに係る判断

2回目の一時保護を行った後、A児相は本児の施設入所を検討し、保護者との面接を重ねたものの、保護者は施設入所に同意しなかった。このことを受けA児相は、児童福祉法第28条による家庭裁判所の承認を得て行う保護者の同意なしの施設入所等の措置のための手続きに係る申立て⁶（以下、「28条申立て」という。）について所内協議により検討を行ったが、過去に28条申立てを行ったケースとの比較や、傷やあざの発生原因、受傷時期が特定できないことなどから、本ケースについては28条申立てを行っても認められる可能性が低いと判断した。

平成29年5月26日、B市要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）

⁵ 香川県児童虐待対応マニュアル 虐待の重症度判定基準（一部抜粋）

(1) 最重度 ①身体的暴行によって、生命の危機がありうる外傷を受ける可能性のあるもの。

②ケアの不足のために死亡する可能性があるネグレクト。

(2) 重度 今すぐに生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長や発達に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもの。

(3) 中度 今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。誰かの援助介入がないと、自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの。

(4) 軽度 実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じているもの。

(5) 虐待の危惧あり 暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「叩いてしまいそう」、「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

⁶ 児童福祉法第28条による家庭裁判所の承認を得て行う保護者の同意なしの施設入所等の措置のための手続きに係る申立て：保護者がその子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその子どもの福祉を害する場合において、児童福祉法第27条第1項第3号の措置（児童福祉施設等への入所等の措置）を取ることが保護者の意に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、児童福祉施設等への入所等を行うことができることとされている。

個別ケース検討会議において、出席した関係機関から 28 条申立てによる施設入所が適当である旨の意見が出されたものの、上記判断を継続し、弁護士等への相談を行わなかった。

<改善策>

○ 的確なリスクアセスメントの実施

- ・リスクアセスメントについては、時点ごとの状況に関する評価に加え、当該時点に至るまでの経過や状況変化も踏まえた上で行うこと。特に、子どもが「帰りたくない」と言う、子どもの姿が見えない、保護者が子どもに会わせないなどの状況がある場合は、重度のリスクと捉えて対応すること。
- ・リスクアセスメントを行うにあたっては、緊急性があると判断される情報を把握した場合や、家族の生活状況等の変化を把握した場合には迅速な状況確認を行うとともに、医療関係者等の専門的な知見を有する者、要対協等関係機関からの意見を取り入れ、尊重した上で行うこと。

○ 客観的な情報となるツールの活用及び記録の徹底

- ・リスクアセスメントは、アセスメントシート等、客観的な指標となるツールを活用して行うとともに、記録の作成を徹底すること。

○ 司法手続きに関する相談体制の整備を通じた児童相談所の対応力強化

- ・28 条申立てについては、専門的な知見を踏まえての検討を行う必要がある。医療関係者や弁護士等、専門的な知見を有する者に対し、日常的に相談を行える体制を整備することにより虐待に係る医学的所見に関する理解の深化を図るとともに、児童相談所の法的対応力を強化する必要がある。
- ・28 条申立ての判断にあたっては、けがの程度等表面的な症状や事象に加え、家族全体の関係性や虐待の発生に至る背景や要因、今後の見通しなどを踏まえ、検討を行うこと。

(2) 一時保護解除に係る判断

○ 援助方針の決定に係る判断

平成 29 年 5 月 26 日の要対協個別ケース検討会議の後、A 児相は、関係機関の連携による見守り体制を構築した上で、一時保護解除に向け保護者との面接を重ねた。家庭引取りに向け保護者に提示した条件のうち、幼稚園への通園と週末は親族宅で過ごすことについての了解は得られなかったが、関係機関への通所等を代替条件として認め、一時保護の解除を決定した。

<改善策>

○ 援助方針の決定に係る関係機関との情報共有、意見調整及び役割分担

- ・家庭引取りに向け提示した条件を拒否された場合には、所属のない子どもの安全確認は困難を伴うものであることを踏まえ、改めて施設入所等の必要性を検討すると

ともに、要対協における情報共有、意見調整及び今後の援助に係る役割分担を行うこと。

(3) 児童福祉司指導中の指導状況

○ 家族関係を踏まえたアセスメント

本ケースに関わっていた関係機関は、血縁のない養父から本児への虐待が発生しているなど家族関係に課題のあるステップファミリーであることや、実母は養父の考えに従う傾向があることを認識していたものの、いずれも本児と実母への支援を主に行っていた。

児童福祉司指導を付したA児相においても、実母と養父の関係等、家族全体の関係性を踏まえたアセスメントに基づく援助方針の検討が十分には行われていなかった。

○ 加害者への関わり

本児に確認された傷やあざについて、いずれも養父からの虐待が疑われていたが、A児相による児童福祉司指導中の関わりは、本児と実母の状況確認や実母に対する指導が中心であり、養父に対する直接的な指導は十分には行われていなかった。

<改善策>

○ 家族全体の関係性を捉えたアセスメントの実施

- ・援助方針の検討を行うにあたっては、被虐待児童と加害者の関係性に加え、家族全体の関係性を捉えたアセスメントを行うこと。
- ・保護者間におけるDVの可能性等、家族全体の関係性や生活状況において、虐待の要因となるリスクがあると考えられる場合には、関係機関等との連携による多方面からの関わりが必要であるとの認識のもと、援助方針の検討、関係機関との役割分担を行うこと。

○ 加害者への指導方法の検討

- ・虐待ケースの対応にあたっては、児童相談所による加害者への指導が重要であるとの認識のもと、加害者への直接的な指導方法及び内容を踏まえた援助方針の検討を行うこと。
- ・加害者が指導に応じない、保護者に拒否的な態度が見られるなど、児童相談所による保護者への指導が困難であり、児童福祉司指導の実効性を高められない場合は、28条申立てを行っての家庭裁判所による都道府県等への保護者指導の勧告制度⁷の活用及び施設入所等の必要性について、改めて検討すること。

⁷ 家庭裁判所による都道府県等への保護者指導の勧告制度：28条申立てがあった場合、家庭裁判所は都道府県等に対し、期限を定めて保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができる。勧告を受けた都道府県等は、当該指導措置の結果を家庭裁判所に報告し、家庭裁判所は勧告のもとでの指導結果を踏まえて審判を行う。児童虐待を行った保護者に対する指導については、児童相談所と保護者との対立構造が生じ、指導の実効性を高められないケースがあることから、平成29年の児童福祉法改正において、保護者に対する指導への司法関与の強化等に係る改正がなされた。

(4) 児童福祉司指導の解除

○ 措置解除に係る判断基準

2回目の一時保護を解除した後のA児相の関わりは、母子の通所面接や家庭訪問が中心であり、加害者である養父への直接的な指導は十分には行えていなかったが、平成29年9月13日以降は暴力の再発がないこと、母子関係に改善が見られていることなどから、同年12月28日の援助方針会議において、平成30年1月4日付けで児童福祉司指導を解除し、同日付けで継続指導⁸とすることを決定した。

○ 転居が予定されていることを踏まえてのリスク判断

実母が転居先の住所を言い渋ったことから、転居を機にリスクが高まることも懸念されたが、A児相の援助方針会議によるリスクアセスメントにおいて、転居先の関係機関の連携による見守りや支援が継続的に行われることにより、在宅生活における安全確保が可能と判断した。

○ 援助方針の決定に係る情報共有及び連携のあり方

児童福祉司指導中の関わり及び家族の生活状況等について、A児相、B市、医療機関等、関係機関の間での情報共有は行われていたものの、関係機関との意見調整等が不十分な中、A児相の援助方針会議において児童福祉司指導の解除が決定された。

<改善策>

○ 今後予見される状況変化等を踏まえた援助方針の決定

- ・児童福祉司指導等の継続又は解除に係る判断については、これまでの指導状況や指導効果に加え、今後起こり得る家族の生活環境の変化やリスク要因の変化等についてのアセスメントを行った上で検討を行い、援助方針を決定すること。
- ・児童福祉司指導等の継続又は解除に係る判断を行うにあたっては、要対協個別ケース検討会議を開催するなど、関係機関との意見調整等を行うとともに、今後の援助に係る役割分担等についての検討を行うこと。
- ・転居が予定されているケースについては、引継ぎが完了し、転居先の関係機関による援助が行われることが確認されるまでの間、児童福祉司指導等の解除は行わず、援助を継続すること。

(5) 関係機関との情報共有及び連携のあり方

○ 要対協における要保護児童ケースの進行管理

本ケースは、1回目の一時保護が行われた平成28年12月以降、要対協の要保護児童ケースとしての進行管理が行われていた。要対協の参加機関は、2回の一時保護が行われたことから、本ケースはA児相が主体的に関わっているとの認識を持っていた。

⁸ 継続指導：児童福祉法第11条第1項第2号ニに基づく指導。複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。

平成 29 年 5 月 26 日の個別ケース検討会議において、医療機関等の参加機関からは 2 回目の一時保護解除を不安視し、28 条申立てを行うことについての意見も出されたものの、再度の個別ケース検討会議の開催等についての検討は行われなかった。以降は、要対協実務者会議において、本ケースに係る情報共有がなされていた。

<改善策>

○ 要保護児童ケースの援助に係る情報共有、意見調整及び役割分担の促進

- ・ 要対協の要保護児童ケースについては、参加機関による情報共有のもと、継続的な関わりが行われる必要がある。個別ケース検討会議の開催を通じて、援助に係る意見調整及び役割分担を行うとともに、援助方針の変更が必要な場合等には個別ケース検討会議を再度開催し、参加機関による意見調整、役割分担の見直し等を行うこと。
- ・ 意見調整が困難な場合は、必要に応じ、要対協の個別ケース検討会議に弁護士等の参加を求め検討を行う、児童福祉審議会での審議を依頼するなど、専門的な知見を有する者の意見を踏まえて判断すること。

4 転居に伴う引継ぎに関する課題及び改善策

(1) A児童相談所の引継状況について

- 平成29年12月28日、A児相の援助方針会議において、平成30年1月4日付けの児童福祉司指導の解除決定と併せて、本ケースを継続指導とした。1月29日、ケース移管に係る事前協議の電話連絡を行った際、在宅生活の継続的な見守りが必要なケースであることをD児相に伝えたものの、継続指導としている旨はケース移管票等の引継ぎを行った記録に明記していなかったことから、引継ぎを受けたD児相は、児童福祉司指導が解除されていることをもって情報提供として受理するなど、児童相談所間に認識のずれが生じた。
- 1月17日、B市児童福祉担当部署からA児相に、母子のC区への転出届が出されたとの電話連絡があった。同日、管轄の警察署からA児相への電話連絡があった際、母子が転出予定であることを伝えた。翌18日のB市要対協実務者会議において、母子の転出に関する情報共有を行ったものの、転居先自治体の関係機関への引継ぎに係る役割分担等についての話し合いを行っていなかったことから、それぞれの機関がどのような情報を引き継ぐかについての確認がなされておらず、引き継いだ日や内容に差が生じた。
- 1月22日、県警察本部からA児相に対し、転居先自治体への転入が確定した時点での援助決定通知書の送付に係る依頼の電話連絡を受けた。1月30日、A児相からB市児童福祉担当部署への電話連絡の際、C区への転入が確定しているとの情報が提供されたものの、その後A児相から県警察本部に対する援助決定通知書の送付が行えていなかったことから、転居に係る警察間連絡は行われなかった。
- 1月29日、A児相からD児相にケース移管についての電話連絡を行い、概要説明を行った。翌30日に送信したケース移管票には「けが自体は軽微なものであるが、本児に与える精神的ストレスが大きい」と記載しており、けがが確認された時期、部位、大きさ等の具体的な記述がなかった。
- 1月31日、D児相からA児相に対し、緊急受理会議を開いて本ケースを虐待ケースとして受理したとの電話連絡があり、A児相は、同日付けの「児童・保護者等の転居に伴う相談ケースの移管について（通知）」を経過記録とともに送付した。経過記録にはけがの部位、大きさ、所内協議やカンファレンスの内容等の記載があるほか、医療機関から受理した診断書を添付していたが、リスクアセスメントシートは作成していなかった。また、医療機関から受理した写真等、別綴としていた書類の添付を行っていなかった。
- 2月13日、D児相からA児相に、2月9日の家庭訪問において実母と異父弟には会えたものの、本児の現認は行えなかった旨の電話連絡があった。D児相から、本ケー

スは情報提供かケース移管かとの確認があった際、A児相は、ケース移管でお願いしたいとの返答を行ったが、D児相による現認が行えなかったことを勘案してのリスクの再評価や、並走による対応の必要性についての検討を行っていなかった。

<改善策>

○ 迅速かつ的確なケース移管等の実施

- ・ 児童相談所の援助が引き続き必要と判断される家族が管轄区域外に転居した場合、転居先での安全確認のため、転居元の児童相談所は、速やかに転居先の児童相談所と事前協議を行い、情報を引き継ぐことが必要である。
- ・ 管轄を超えてのケース移管又は情報提供を行う場合、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導又は継続指導等の援助方針を付したままとするとともに、転居元の児童相談所が行っていた援助の内容及び転居先の児童相談所に依頼する対応等について、ケース移管・情報提供票など全国の児童相談所において共通して使用されている様式等を活用し、明確に伝えること。
- ・ 複数の関係機関による援助が行われていた家族が転居した場合、それぞれの機関による引継ぎがなされることを踏まえ、引き継ぐ日や内容等に差が生じないように、情報共有及び役割分担を行った上で引継ぎを実施すること。
- ・ 虐待のリスクが高い家族が都道府県をまたがり転出した場合、転居元の児童相談所は、警察に対する速やかな情報提供を行うこと。

○ 緊急性や重症度が客観的かつ簡潔に伝わる引継ぎの徹底

- ・ ケース移管の場合、移管先の児童相談所は、移管元から提供される情報をもとに初動体制を検討することから、リスクに係る認識を共有できるよう、移管元の児童相談所は、緊急性や重症度が客観的かつ簡潔に伝わる資料を提供することが必要である。具体的には、アセスメントシートやけがの状況を確認できる写真等の情報を提供するとともに、当該家族の全体の関係性、虐待の発生に至る背景や要因、今後の見通しなどについて明確に伝えること。

○ 移管ケースの対面引継ぎ及び並走の実施

- ・ 緊急性や重症度が高いと判断されるケースについては、原則、対面による引継ぎを行うこと。
- ・ 引継ぎにあたっては、転居を機に援助が途切れることのないよう、移管先の児童相談所との並走のあり方について検討及び協議を行うこと。必要に応じて、移管先の児童相談所との同行訪問、転居先自治体の要対協への参加等を行うこと。

(2) D児童相談所の引継状況について

- 平成30年1月29日、D児相は、A児相からの電話連絡において、本ケースは在宅生活の継続的な見守りが必要である旨を伝えられたものの、ケース移管票等、引き継がれた記録には継続指導中であることが明記されていなかったことから、児童福祉法に基づく継続指導中のケースと捉えることができなかった。

- 1月30日、D児相は緊急受理会議を開催し、本ケースを虐待ケースとして受理した。A児相が、D児相への引継ぎを行うことを保護者に伝えていなかったことから、家庭訪問についてはA児相が保護者との連絡が取れた後に行うこととし、48時間以内の安全確認を行っていなかった。
- 2月に入り、A児相から送付された経過記録が到達したものの、D児相は、1月30日に送付のあったケース移管票に記載されていた「けが自体は軽微なもの」との見立てにとらわれ、経過記録等の十分な読み込みを行う前に、A児相が行っていた支援的な関わりを継続する必要があると判断していた。
- 2月9日、D児相が家庭訪問を行った際、本児の現認は行えなかったが、保護者との関係づくりが必要なケースであるとの判断を継続し、リスクに係る再アセスメントや介入に係る検討は行っていなかった。2月13日、A児相に電話連絡をした際、A児相の評価に至った情報の突き合わせ等を行っていなかった。

<改善策>

- 転居先児童相談所における再アセスメントの実施
 - ・児童相談所は、転居ケースを虐待ケースとして受理した場合は、転居元の児童相談所から提供された記録等から得られる情報をもとに、主体的なリスクアセスメントを行った上で援助方針を検討すること。
 - ・再アセスメントを行うにあたり、記録等から得られる情報が不足していると判断される場合は、転居元の児童相談所に確認を行うとともに、アセスメントに差が生じた場合は、リスク評価に至った要因等について、転居元の児童相談所への確認及び意見聴取等を行うこと。
- 子どもの安全確認の実施
 - ・転居先の児童相談所は、引き継いだケースに頭部、顔面、腹部等の受傷歴がある場合はリスクが高い状況にあると判断し、迅速な対応が必要であるとの認識のもと、初動体制を検討するとともに、ケース移管は、児童相談所から児童相談所への虐待通告を意味していることを念頭に置き、48時間以内の安全確認を行うこと。
 - ・子どもの安全確認が行えない場合には、立入調査の実施等、介入に係る検討を行うこと。

(3) 関係機関の関わりについて

- 平成30年1月17日、C区子供家庭支援センターは、B市児童福祉担当部署から電話で一報を受けた際、重篤なケースであるとの認識のもと、同日中に緊急受理会議を開催し要対協ケースとして受理したものの、この時点では母子の転入が確認できず、B市児童福祉担当部署からの情報提供書も届いていなかったことから、D児相への連絡を行わなかった。1月29日にD児相から連絡が入るまで、C区子供家庭支援センターとD児相との間で本ケースに係る情報共有は行われていなかった。

○ 1月18日、B市要対協実務者会議が開催され、C区への転出に係る情報共有がなされたものの、本県の関係機関は転居先の関係機関にどのような引継ぎを行うかについての話し合いをしていなかったことから、引継ぎの日や内容に差が生じた。また、引継ぎを行ったことについての情報共有を行わなかったため、引継ぎ後の継続的な支援や追加の情報提供の必要性に関する検討も行われていなかった。

○ 本ケースは、実母が本児を若年で出産し、かつ家族関係に課題のあるステップファミリーであった。B市母子保健担当部署は、本児の発達状況や虐待ケースとしての取扱いがあることについてC区保健機関への情報提供を行ったものの、虐待やDVの視点を踏まえた援助の必要性等の詳細については、児童福祉担当者間で引継ぎが行われる旨を伝えるにとどまっていた。

情報提供を受けたC区保健機関においても、虐待やDVの可能性を踏まえたアセスメントは行われておらず、虐待ケースについてはD児相やC区子供家庭支援センターが主担当であるとの認識のもと、保健機関として本ケースに関わるために必要な情報の確認を行っていなかった。

<改善策>

- 要対協における転居ケースの引継ぎに係る情報共有、意見調整及び役割分担の促進
 - ・ 緊急性が高く、複数の関係機関による関わりがあった家族が転居する場合の引継ぎにあたっては、要対協調整機関による調整のもと個別ケース検討会議を開催するなどして、引き継ぐ時期や内容等について参加機関の間で情報共有、意見調整及び役割分担を行った上で転居先の関係機関への引継ぎを行う必要がある。
 - ・ 引継ぎを行った後、転居先の関係機関との間に認識のずれが生じることのないよう、引継ぎの状況についての情報共有を行うとともに、引継ぎ後の継続的な支援や追加の情報提供の必要性に関する検討を行うこと。
- 児童福祉担当部署、母子保健担当部署及び児童相談所間の情報共有及び連携の促進
 - ・ 引継ぎを受けた関係機関は、当該ケースが重篤であると判断される場合、住民基本台帳の異動が確認できない時点であっても早期に児童相談所と情報を共有し、今後の対応策を検討すること。
 - ・ 母子保健担当部署は、出産前から妊婦の健康支援等を通じて虐待の未然防止・早期発見を担う役割を有する。虐待ケースについては児童相談所や児童福祉担当部署が中心となり対応にあたることが多いものの、子どもの健康状態や発達状況の確認に加えて、母子保健の視点から家族が抱える課題や母子関係等についての確認及び把握を行うとともに、児童相談所や児童福祉担当部署との連携を図っていくことが必要である。

5 提言 ～児童虐待による死亡等の未然防止、再発防止に向けて～

本事案の検証を通じて、的確なリスクアセスメントの実施、リスクアセスメントや家族全体の関係性に係るアセスメントを踏まえたソーシャルワークの展開、子どもの安全確認、関係機関における情報共有や連携など、多岐にわたる課題が抽出された。児童相談所をはじめとした関係機関においては、児童虐待による死亡等の未然防止や再発防止に向け、改善策への積極的な取り組み及び着実な実施が求められる。児童相談所等による継続的な取り組みを確実なものとするためには、香川県及び国による支援の充実及び体制整備の推進が欠かせないことから、県が取り組むべき施策について提言を行うとともに、県において、国への要望等を行うよう求める。

(1) 県への提言

- 児童相談所の一層の体制強化の推進
 - ・ 本県においては、児童福祉司や児童心理司の増員配置、警察OB、教員OB、嘱託弁護士などの専門職配置等を通じて体制強化を図ってきたところであるが、社会的関心の高まり等から児童虐待に関する通告件数が職員の増員を上回るペースで増え続けている上に、複雑かつ対応が困難なケースも増加していることから、一層の体制強化を図ること。体制強化にあたっては、平成30年中に国が策定を予定している「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って計画的かつ着実に取り組むこと。
 - ・ 虐待対応力の向上にあたっては、児童相談所の法的対応力の強化が求められることから、児童福祉司や児童心理司の増員配置に加え、弁護士等、他分野の専門職の配置促進を図ること。
 - ・ 体制強化は、適正な人員配置に加え、職員の資質向上及び専門性の強化をもってなされるものであることを踏まえ、長期的な視点に基づく計画的かつ継続的な体制強化を推進すること。
- 児童福祉司、児童心理司等の専門性強化の推進
 - ・ 的確な援助方針の検討及び迅速な対応を行うためには、児童相談所の組織としての対応力及び判断力を向上させる必要がある。本県の児童相談所には、経験年数の浅い児童福祉司や児童心理司が多く配置されていることから、計画的な人材育成に取り組むとともに、専門性強化に資する研修の充実等を図ること。
 - ・ 専門性強化に向けては、法定研修等の着実な受講に加え、虐待に係るリスクアセスメントや介入的なソーシャルワーク等、本県の虐待対応において課題とされた事項の改善に向け必要な研修等について、早急かつ積極的に実施すること。
- 市町の相談支援体制の強化に向けた支援の充実
 - ・ 県は、要対協における要保護児童のケース進行管理やアセスメント等を適切に行うため、要対協の調整担当者に対する研修の充実等を通じた人材育成及び資質の向上を図ること。また、各市町の要対協の体制等を強化するための支援を行うとともに、要対協機能の積極的な活用と援助方針の尊重を行うこと。

- ・市町の母子保健担当部署は、若年妊婦や特定妊婦、乳幼児健診未受診者等に接する機会が多いことから、虐待のリスクが潜む家族を発見しやすい立場にある。子どもの発達面等に問題がない場合においても、継続的な状況確認を行う必要があるとの認識のもと、虐待に関する早期発見・早期対応を行うため、児童相談所及び児童福祉担当部署との連携を促進するとともに、それぞれの部署における虐待対応力の向上を図るための支援を充実させること。

○ 所属のない子どもの安全確認、安全確保に係る体制整備の推進

- ・安全確認が困難な子どもや保護が必要と判断される子どもの安全確保を行うため、児童相談所、市町、警察等との情報共有を強化するとともに、継続的な情報共有及び迅速な対応が図られるよう、連携を強化すること。

○ 司法、医療、教育等、他分野との連携強化

- ・児童虐待への対応にあたっては、警察や検察等との連携が必要となることも多い。警察との連携による子どもの安全確認や安全確保、保護者への指導等について司法の関与を必要とするケースが増えている現状を踏まえ、日々の虐待対応に係る連携を一層強化すること。
- ・医療機関受診時に身体的外傷が発見されるなど、児童虐待の早期発見・早期対応にあたっては地域の医療機関との連携が重要であるが、小児科医に加え、特定妊婦や精神的に不安定な保護者に接することが多く、児童虐待のリスクを発見しやすい立場にある産婦人科医、精神科医等との連携を強化すること。
- ・学校や幼稚園の教員、保育所の保育士等は、子どもや保護者と接する機会が多く、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、教員、保育士等への研修の充実を通じて早期発見・早期対応を行うための環境整備を推進するとともに、教員、保育士等との連携を強化すること。

(2) 国への要望等

○ 児童相談所及び市区町村の人材育成及び体制強化に係る支援の充実

- ・虐待に係るリスクアセスメントや家族全体の関係性を踏まえたアセスメントなど、児童虐待の対応にあたる職員のアセスメント力の向上に向け、研修カリキュラムの開発を行うとともに、研修の実施に係る支援の充実を図ること。
- ・児童虐待への対応にあたっては、的確かつ迅速な判断及び対応が求められることから、職員のアセスメント力の向上のみならず、医療関係者や弁護士等、専門的な知見を有する者からの助言を受けるための環境整備に係る財政支援の充実を図ること。
- ・児童相談所、市区町村とも、職員の異動等に伴い、専門性の継続的な維持、向上に苦慮する現状がある。国においては、こうした現状を踏まえ、児童相談所等の組織的な専門性の確保に資する支援策の検討及び環境整備を行うこと。

○ 児童虐待対応にあたる関係機関における認識の共有促進に向けた取組みの推進

- ・本事案は、転居元及び転居先の児童相談所が、児童相談所運営指針や全国児童相談

所長会の申し合わせ事項等に基づく引継事務を進めた中で、指針等の解釈や取扱いの相違などから、リスクに係る認識のずれ等が生じたものであることが確認された。国においては、全国的に同一の認識のもと必要な事務が確実に遂行されるよう、児童相談所運営指針等の見直しを行い、周知の徹底を図ること。

- ・リスクに係る認識やアセスメントについては、児童相談所間のみならず、関係機関との間においても共有される必要がある。本事案では、それぞれの関係機関による引継ぎが行われたものの、共用可能なアセスメントシートや情報提供票等がなかったことから、各関係機関が個別に作成又は使用していた様式等による引継ぎが行われ、転居先の関係機関が異なる認識を持つに至った。関係機関間の情報共有の徹底及び認識の統一が求められることから、国において、児童虐待の対応にあたるすべての機関が全国的に統一して活用できるツールの開発を行うこと。

○ 虐待対応に係る判断基準等の作成

- ・児童虐待への対応にあたっては、将来的な家族再統合が強調されている現状にあるが、家族再統合の適否や家族関係の改善等を判断するための統一的な基準がないことから、児童相談所では、介入後の支援、家庭復帰等の判断に苦慮している。一時保護の解除や施設退所等の適否についての的確に判断できるよう、国において、これまでの事例の分析等を行うとともに、家族再統合の適否や家族関係の改善等を判断するための基準を作成すること。

○ 全国での活用が可能な情報共有システムの構築

- ・本事案のように、都道府県をまたがる転居ケースは多くあることから、全国の児童相談所間のケース移管、情報提供等を行う際の活用が可能な情報共有システムを構築すること。また、市区町村を中心とした児童相談に関わる関係機関の間でも情報共有が可能なシステムへ発展させること。

○ 児童相談所の業務のあり方に係る見直しの検討及び推進

- ・児童相談所は、介入と支援という相反する役割を担っていることから、児童虐待対応に係る保護者指導に困難を伴うほか、指導の実効性を高められないこともある。こうした現状を踏まえ、国においては、より適正な配置基準等について継続的に検討を進めるとともに、児童相談所内又は児童相談所と市区町村の間における介入と支援の役割分担及び機能分化を一層推進することとし、都道府県及び市区町村それぞれに対して、体制整備、資質の向上を図るための方策等必要な措置を講ずること。
- ・児童相談所がより重篤なケースに適切に対応できるようにするためには、児童虐待の対応にあたる職員の資質向上に加え、児童相談所が有する権限の行使に係る実行力の強化についても検討する必要がある。より実効性のある指導を行うため、児童相談所が有する権限の行使に係る実行力の強化について検討し、法制度等の必要な整備を行うこと。

おわりに

- 本事案は、児童相談所や地域の複数の関係機関が継続的に関わっていたものの、自治体をまたがる転居の後、転居先の児童相談所等の関係機関による援助関係が構築される以前に死亡に至ったものである。
- 本事案は、転居に伴う関係機関の引継ぎを行う中で、認識のずれ等が生じたものと考えられたことから、東京都検証部会との情報共有及び連携のもと合同検証を実施し、検証を進めたものである。検証を通じて、転居に係る引継ぎのほかにも、転居元及び転居先の児童相談所や関係機関の対応に係る課題等が確認されたことから、転居前後の対応経過も踏まえた上で、再発防止に向けた改善策の検討及び提言を行った。
- 児童相談所や要対協など現場の関係者は、それぞれの専門性を発揮しながら、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に日々全力で取り組んでいるところであるが、虐待を受理した時点で、自らのケースとして子どもの安全を最優先として、主体的に対応することが重要であると再認識していただくとともに、今回の検証を通じて得られた再発防止のための改善策に積極的に取り組み、各機関における虐待対応力の一層の向上に努めていただきたい。
- 本事案のような自治体をまたがる転居ケースはどの都道府県でも発生している。今回、東京都と本県が全国で初めてとなる合同検証を行った意義は大きく、本県のみでの検証では分からなかった課題等について、多くの示唆が得られた。国には、自治体間で連携した検証のあり方等について、今回の検証を参考に、全国の自治体への周知を期待する。
- また、今回、両自治体は、先に公表された国の報告書を踏まえ詳細な検証を行ったが、国には、両報告書を踏まえ、さらに総括的な検証を行い、その結果を全国の自治体に還元されたい。
- なお、検証は、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処分を目的とするものではなく、より詳細な事実を把握した上で再発防止に向けた改善策の検討及び提言を行うために実施したものであることを強調する。本事案を担当した職員の心理的負担は、相当なものであると考えられる。関係機関には、職員への心理的支援に組織的に取り組むなどの対応をお願いしたい。
- 子どもの命は、社会全体で守らなければならない。国をはじめ、香川県や関係機関には、今後二度と、このような痛ましい事案が発生することのないよう、児童虐待対応にあたる職員の一層の資質向上、組織の体制強化に向け必要な施策の実施及び全国における確実な実践に向けての体制整備等について、積極的かつ着実な推進を図っていただきたい。

香川県児童虐待死亡事例等検証委員会委員名簿

氏名	職名	区分
◎堀井 茂	弁護士	司法
幸山 洋子	小児科医	医療
宮前 淳子	学識経験者	学識経験者
平川 昇司	行政職員	行政
伊勢 愛弓	保健師	母子保健

◎：委員長

検証経過

	開催日	内容
第1回	平成30年6月26日	1 本検証委員会に関する事項の確認 2 検証対象事案の概要について 3 検証方法の検討
	平成30年7月26日～ 8月9日	事務局事前ヒアリング
第2回	平成30年8月24日	委員ヒアリング
第3回	平成30年9月26日	1 今後の検証スケジュールについて 2 報告書の構成案について 3 ヒアリング結果の報告、問題点・課題の抽出及び分析
第4回	平成30年10月11日	1 転居に伴う引継ぎに係る問題点・課題の抽出及び分析 2 再発防止に向けた改善策について
第5回	平成30年10月15日	【東京都検証部会との合同検証】 1 問題点、課題及び改善策の検討について 2 今後の検証スケジュールについて
第6回	平成30年10月30日	1 報告書案の検討 2 報告書の取りまとめについて

